



協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 4,000 万人、うち沖縄支部では約 59 万人が加入しています。

被扶養者に異動があった場合は、速やかに届け出をお願いします！
～「令和 元年度被扶養者資格再確認」の実施について～

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者が、現在でもその要件を満たしているかを再確認させていただくため、令和 元年 9 月末から 10 月 23 日にかけて事業主様宛「被扶養者資格再確認」を実施しております。この再確認は健康保険法施行規則第 50 条に基づき毎年実施するものです。

被扶養者資格再確認は、保険給付の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を図ることを目的として実施しているものです。再確認の結果、下記の理由によって被扶養者の資格がなくなった場合は被扶養者から削除が行われます。

1. 就職により被扶養者でなくなる
2. 収入超過により被扶養者でなくなる
3. 死亡により被扶養者でなくなる
4. 離婚により被扶養者でなくなる
5. 75 歳到達(もしくは後期高齢者医療保険加入)により被扶養者でなくなる

平成 30 年度において、この再確認によって全国で 70,897 人が被扶養者から削除されました。削除の理由としては、上記 1, 2 の要因が多数を占めています。毎年約 7 万人が被扶養者から削除されています。

削除の効果として、協会けんぽが負担する高齢者医療制度納付金等で年約 17.3 億円負担軽減が見込まれています。これは納付金負担額の算出方法の一部で、加入者数に応じた「人数割」が適用されることによるもので、削除によって被扶養者数の減少がもたらす効果といえます。

平成 30 年度沖縄支部の被扶養者資格再確認では対象者 111,047 人のうち 1,736 人が削除となり、削除率は 1.56% で全国平均 0.95% を大きく上回り 1 番高い比率となりました。沖縄支部の特徴として被扶養者数は平成 30 年度末時点で約 261 千人おり扶養率 0.713% (全国平均 0.632%) は全国 1 位の状況にあります。このことから沖縄支部においても「被扶養者資格再確認」による効果は大きいと思われます。

毎年「被扶養者資格再確認」が行われますが、本来は、就職などにより被扶養者の要件が満たさなくなった場合、その都度事業所から日本年金機構へ届け出が必要となります。届け出が行われない場合、前述のような余分な負担が発生し協会けんぽの財政、ひいては加入者の皆様の保険料負担にも影響を及ぼすことになりかねません。

今後も協会けんぽでは、被扶養者の資格要件に異動があった場合、事業所から適正な届け出を行っていただくよう取り組んでまいります。

【添付資料】

・資料1「平成 30 年度 被扶養者資格再確認業務の実施結果
について」

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部 担当:宮里
TEL:098-951-2246 FAX:098-951-2295

平成30年度 被扶養者資格再確認業務の実施結果について

	①送付対象 事業所数	②確認対象 人数	③提出 事業所数	④削除人数	削除率 (④/②)	軽減効果額
全国	1,156,747	7,480,414	1,156,747	70,897	0.95%	約17.3億円
沖縄	15,630	111,047	13,626	1,736	1.56%	

【参考】

被扶養者資格再確認業務 実施結果の推移

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
削除人数	沖縄	1,525人	1,596人	1,461人	1,589人	1,511人	1,634人	1,736人
	全国	約90,000人	約70,000人	68,615人	72,898人	70,069人	75,685人	70,897人
軽減効果額（全国）		約35億円	約32億円	約34億円	約32億円	約23億円	約18億円	約17.3億円

【出所】被扶養者資格再確認業務 支部別リスト等の提出状況より抜粋